

変更前	変更後	変更理由																								
<p>2.3 使用済燃料プール設備</p> <p>(中略)</p> <p>2.3.2 基本仕様</p> <p>2.3.2.1 1号機使用済燃料プール冷却系の主要仕様</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 消防車</p> <table border="0"> <tr> <td>基数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p><u>※地震・津波等により、非常用注水設備の使用が困難な場合、コンクリートポンプ車1台を使用する場合は消防車1台、高所送水車1台を使用する場合は消防車2台の構成となる。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>規格放水圧力</td> <td>0.7MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>放水性能</td> <td>60m³/h 以上</td> </tr> <tr> <td>高圧放水圧力</td> <td>1.0MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>放水性能</td> <td>36m³/h 以上</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク容量, 消費量</td> <td>約 63 l (参考値), 約 37 l/h (参考値)</td> </tr> </table> <p>※1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備および使用済燃料共用プール設備と共用</p> <p>(中略)</p>	基数	1	規格放水圧力	0.7MPa 以上	放水性能	60m ³ /h 以上	高圧放水圧力	1.0MPa 以上	放水性能	36m ³ /h 以上	燃料タンク容量, 消費量	約 63 l (参考値), 約 37 l/h (参考値)	<p>2.3 使用済燃料プール設備</p> <p>(中略)</p> <p>2.3.2 基本仕様</p> <p>2.3.2.1 1号機使用済燃料プール冷却系の主要仕様</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 消防車</p> <table border="0"> <tr> <td>基数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>規格放水圧力</td> <td>0.7MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>放水性能</td> <td>60m³/h 以上</td> </tr> <tr> <td>高圧放水圧力</td> <td>1.0MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>放水性能</td> <td>36m³/h 以上</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク容量, 消費量</td> <td>約 63 l (参考値), 約 37 l/h (参考値)</td> </tr> </table> <p>※1, 2号機使用済燃料プール循環冷却設備および使用済燃料共用プール設備と共用</p> <p>(中略)</p>	基数	1	規格放水圧力	0.7MPa 以上	放水性能	60m ³ /h 以上	高圧放水圧力	1.0MPa 以上	放水性能	36m ³ /h 以上	燃料タンク容量, 消費量	約 63 l (参考値), 約 37 l/h (参考値)	<p>使用済燃料プール非常用注水設備の代替注水手段の変更に伴う記載の削除</p>
基数	1																									
規格放水圧力	0.7MPa 以上																									
放水性能	60m ³ /h 以上																									
高圧放水圧力	1.0MPa 以上																									
放水性能	36m ³ /h 以上																									
燃料タンク容量, 消費量	約 63 l (参考値), 約 37 l/h (参考値)																									
基数	1																									
規格放水圧力	0.7MPa 以上																									
放水性能	60m ³ /h 以上																									
高圧放水圧力	1.0MPa 以上																									
放水性能	36m ³ /h 以上																									
燃料タンク容量, 消費量	約 63 l (参考値), 約 37 l/h (参考値)																									

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">添付資料－9</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料プール冷却系機能喪失評価</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 対策及び保護機能</p> <p>(中略)</p> <p>d. 地震・津波等により使用済燃料プール循環冷却系の複数の系統や機器の機能が同時に喪失した場合には、現場状況に応じて、予め免震重要棟西側（T.P.約35m）に待機している消防車等の配備を行い、使用済燃料プールの冷却を再開する。 （冷却再開の所要時間（目安）：約3時間程度）※</p> <p><u>e. 地震・津波等により、非常用注水設備による使用済燃料プールの冷却が困難な場合は、ろ過水タンク西側（T.P.約39m）に待機しているコンクリートポンプ車により使用済燃料プールの冷却を行う。</u> （冷却再開の所要時間（目安）：約6時間程度）※</p> <p>※：所要時間（目安）とは復旧作業の着手から完了までの時間（目安）である。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 非常用注水設備の代替注水手段</u> <u>地震・津波等により、非常用注水設備の使用が困難な場合、コンクリートポンプ車、又は高所送水車等を用いて使用済燃料プールを冷却する。</u> <u>コンクリートポンプ車の使用が困難な2号機においては、消防ホースを使用済燃料プールまで敷設し、消防車による直接注水を行うことで、使用済燃料プールを冷却する。</u></p> <p><u>コンクリートポンプ車、又は高所送水車</u> <u>台 数 1</u></p> <p><u>コンクリートポンプ車</u> <u>アーム長さ 62m以上</u> <u>容 量 160m³/h以上</u> <u>燃料タンク容量、消費量 約500l（参考値）、約20l/h（参考値）</u></p> <p><u>高所送水車</u> <u>アーム長さ 40m以上</u></p> <p><u>消防車</u> <u>※1～2号機使用済燃料プール循環冷却設備および使用済燃料共用プール設備と共用</u></p>	<p style="text-align: center;">添付資料－9</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料プール冷却系機能喪失評価</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 対策及び保護機能</p> <p>(中略)</p> <p>d. 地震・津波等により使用済燃料プール循環冷却系の複数の系統や機器の機能が同時に喪失した場合には、現場状況に応じて、予め免震重要棟西側（T.P.約35m）に待機している消防車の配備を行い、使用済燃料プールの冷却を再開する。 （冷却再開の所要時間（目安）：約3時間程度）※</p> <p>※：所要時間（目安）とは復旧作業の着手から完了までの時間（目安）である。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(記載の削除)</u></p>	<p>使用済燃料プール非常用注水設備の代替注水手段の変更に伴う記載の削除</p> <p>使用済燃料プール非常用注水設備の代替注水手段の変更に伴う記載の削除</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(中略)</p> <p style="text-align: right;">添付資料-11</p> <p style="text-align: center;">有効燃料頂部+2mにおける線量評価</p> <p>(中略)</p> <p>2. 評価結果</p> <p>(中略)</p> <p>評価位置は使用済燃料プール真上「オペフロ+5m」であるが、面線源であることを考慮するとオペフロ高さにおいても同程度の評価結果になると考える。</p> <p>以上の結果より、使用済燃料プール水位が有効燃料頂部から水深2m確保されていれば、使用済燃料による線量率は十分低いことから、<u>コンクリートポンプ</u>車を使用できない場合の使用済燃料プール近くのオペフロ作業や非常用注水設備等を用いた冷却作業は十分可能と考える。</p> <p>なお、現在及び今後は、さらに使用済燃料の冷却期間が経過しており、線量率はより小さくなる。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(中略)</p> <p style="text-align: right;">添付資料-11</p> <p style="text-align: center;">有効燃料頂部+2mにおける線量評価</p> <p>(中略)</p> <p>2. 評価結果</p> <p>(中略)</p> <p>評価位置は使用済燃料プール真上「オペフロ+5m」であるが、面線源であることを考慮するとオペフロ高さにおいても同程度の評価結果になると考える。</p> <p>以上の結果より、使用済燃料プール水位が有効燃料頂部から水深2m確保されていれば、使用済燃料による線量率は十分低いことから、<u>消防</u>車を使用できない場合の使用済燃料プール近くのオペフロ作業や非常用注水設備等を用いた冷却作業は十分可能と考える。</p> <p>なお、現在及び今後は、さらに使用済燃料の冷却期間が経過しており、線量率はより小さくなる。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>使用済燃料プール非常用注水設備の代替注水手段の変更に伴う記載の変更</p>

変更前	変更後	変更理由																								
<p>(異常時のための措置) 第16条の2 原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 1～6号機械設備GMは、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 1～6号機械設備GMは、表16の2-2 <u>又は表16の2-3</u>に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車 <u>及びコンクリートポンプ車又は高所送水車</u>を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 1～6号機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 1～6号機械設備GMは、表16の2-2 <u>又は表16の2-3</u>に示す消防車 <u>及びコンクリートポンプ車又は高所送水車</u>を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 1～6号機械設備GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表16の2-2</p> <table border="1" data-bbox="118 928 1089 1035"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>関連条文</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第20条, 第22条</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td><u>コンクリートポンプ車</u></td> <td><u>第20条, 第22条</u></td> <td><u>1台</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表16の2-3</u></p> <table border="1" data-bbox="118 1102 1089 1209"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>関連条文</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>消防車</u></td> <td><u>第20条, 第22条</u></td> <td><u>2台^{※1}</u></td> </tr> <tr> <td><u>高所送水車</u></td> <td><u>第20条, 第22条</u></td> <td><u>1台</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料共用プール設備と共用</p>	設備	関連条文	台数	消防車	第20条, 第22条	1台 ^{※1}	<u>コンクリートポンプ車</u>	<u>第20条, 第22条</u>	<u>1台</u>	設備	関連条文	台数	<u>消防車</u>	<u>第20条, 第22条</u>	<u>2台^{※1}</u>	<u>高所送水車</u>	<u>第20条, 第22条</u>	<u>1台</u>	<p>(異常時のための措置) 第16条の2 原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 1～6号機械設備GMは、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 1～6号機械設備GMは、表16の2-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 1～6号機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 1～6号機械設備GMは、表16の2-2に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 1～6号機械設備GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表16の2-2</p> <table border="1" data-bbox="1341 928 2312 999"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>関連条文</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第20条, 第22条</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料共用プール設備と共用</p>	設備	関連条文	台数	消防車	第20条, 第22条	1台 ^{※1}	<p>1号炉使用済燃料プール非常用注水設備の代替注水手段の見直しに伴う変更</p>
設備	関連条文	台数																								
消防車	第20条, 第22条	1台 ^{※1}																								
<u>コンクリートポンプ車</u>	<u>第20条, 第22条</u>	<u>1台</u>																								
設備	関連条文	台数																								
<u>消防車</u>	<u>第20条, 第22条</u>	<u>2台^{※1}</u>																								
<u>高所送水車</u>	<u>第20条, 第22条</u>	<u>1台</u>																								
設備	関連条文	台数																								
消防車	第20条, 第22条	1台 ^{※1}																								

変更前	変更後	変更理由																														
<p>3. 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 電気設備保守GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 電気設備保守GMは、表16の2-4に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 当直長は、表16の2-4に定める異常時の措置の活動を行うために必要な所内共通ディーゼル発電機^{※2}の動作確認を1ヶ月に1回行う。</p> <p>(4) 電気設備保守GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(5) 電気設備保守GMは、表16の2-4に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(6) 当直長は、表16の2-4に示す所内共通ディーゼル発電機^{※2}を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(7) 電気設備保守GMは、(1)、(4)及び(5)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表16の2-4</p> <table border="1" data-bbox="112 722 1086 863"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>関連条文</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>第28条</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>所内共通ディーゼル発電機^{※2}</td> <td>第28条</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：「所内共通ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機A系（4号炉B系ディーゼル発電機）又は所内共通ディーゼル発電機B系（2号炉B系ディーゼル発電機）をいう。以下、第28条において同じ。</p> <p>4. 使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 共用機械設備GMは、使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 共用機械設備GMは、表16の2-5に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 共用機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 共用機械設備GMは、表16の2-5に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 共用機械設備GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表16の2-5</p> <table border="1" data-bbox="112 1409 1086 1480"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>関連条文</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第21条</td> <td>1台^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：使用済燃料プール循環冷却設備と共用</p>	設備	関連条文	台数	電源車	第28条	2台	所内共通ディーゼル発電機 ^{※2}	第28条	1台	設備	関連条文	台数	消防車	第21条	1台 ^{※3}	<p>3. 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 電気設備保守GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 電気設備保守GMは、表16の2-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 当直長は、表16の2-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な所内共通ディーゼル発電機^{※2}の動作確認を1ヶ月に1回行う。</p> <p>(4) 電気設備保守GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(5) 電気設備保守GMは、表16の2-3に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(6) 当直長は、表16の2-3に示す所内共通ディーゼル発電機^{※2}を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(7) 電気設備保守GMは、(1)、(4)及び(5)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表16の2-3</p> <table border="1" data-bbox="1338 722 2312 863"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>関連条文</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>第28条</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>所内共通ディーゼル発電機^{※2}</td> <td>第28条</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：「所内共通ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機A系（4号炉B系ディーゼル発電機）又は所内共通ディーゼル発電機B系（2号炉B系ディーゼル発電機）をいう。以下、第28条において同じ。</p> <p>4. 使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 共用機械設備GMは、使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 共用機械設備GMは、表16の2-4に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 共用機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 共用機械設備GMは、表16の2-4に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 共用機械設備GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表16の2-4</p> <table border="1" data-bbox="1338 1409 2312 1480"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>関連条文</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第21条</td> <td>1台^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：使用済燃料プール循環冷却設備と共用</p>	設備	関連条文	台数	電源車	第28条	2台	所内共通ディーゼル発電機 ^{※2}	第28条	1台	設備	関連条文	台数	消防車	第21条	1台 ^{※3}	<p>1号炉使用済燃料プール非常用注水設備の代替注水手段の見直しに伴う変更</p>
設備	関連条文	台数																														
電源車	第28条	2台																														
所内共通ディーゼル発電機 ^{※2}	第28条	1台																														
設備	関連条文	台数																														
消防車	第21条	1台 ^{※3}																														
設備	関連条文	台数																														
電源車	第28条	2台																														
所内共通ディーゼル発電機 ^{※2}	第28条	1台																														
設備	関連条文	台数																														
消防車	第21条	1台 ^{※3}																														

変更前	変更後	変更理由												
<p>5. 多核種除去設備及び増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物^{※4}を収納した高性能容器について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 水処理計画GMは、多核種除去設備及び増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物^{※4}を収納した高性能容器について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 水処理計画GMは、表16の2-<u>6</u>に定める異常時の措置の活動を行うために必要な吸引設備を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 水処理計画GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 水処理計画GMは、表16の2-<u>6</u>に示す吸引設備を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 水処理計画GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※4：「二次廃棄物」とは、沈殿処理生成物及び使用済吸着材をいう。以下、第40条において同じ。</p> <p>表16の2-<u>6</u></p> <table border="1" data-bbox="115 688 1089 762"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸引設備</td> <td>第40条</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	設 備	関連条文	台 数	吸引設備	第40条	1台	<p>5. 多核種除去設備及び増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物^{※4}を収納した高性能容器について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 水処理計画GMは、多核種除去設備及び増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物^{※4}を収納した高性能容器について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 水処理計画GMは、表16の2-<u>5</u>に定める異常時の措置の活動を行うために必要な吸引設備を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 水処理計画GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 水処理計画GMは、表16の2-<u>5</u>に示す吸引設備を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 水処理計画GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※4：「二次廃棄物」とは、沈殿処理生成物及び使用済吸着材をいう。以下、第40条において同じ。</p> <p>表16の2-<u>5</u></p> <table border="1" data-bbox="1341 688 2315 762"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸引設備</td> <td>第40条</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	設 備	関連条文	台 数	吸引設備	第40条	1台	<p>1号炉使用済燃料プール非常用注水設備の代替注水手段の見直しに伴う変更</p>
設 備	関連条文	台 数												
吸引設備	第40条	1台												
設 備	関連条文	台 数												
吸引設備	第40条	1台												

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和8年5月18日 原規規発第2605181号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和8年5月28日から施行する。</u></p> <p>2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第11棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和8年3月23日 原規規発第2603231号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第3条及び第38条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p>附則（令和8年5月18日 原規規発第2605181号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第11棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和8年3月23日 原規規発第2603231号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第3条及び第38条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>1号炉使用済燃料プール非常用注水設備の代替注水手段の見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章第3編 1.4 豪雨，台風，竜巻への対応）

変更前	変更後	変更理由
<p>1.4 豪雨，台風，竜巻への対応</p> <p>(中略)</p> <p>1.4.2 竜巻について</p> <p>(中略)</p> <p>使用済燃料プールについては，プール上部を養生する等，実行可能な防護対策を行う。また，使用済燃料プール水の漏えいが発生した際は，非常用電動ポンプ，消防車<u>もしくはコンクリートポンプ車等</u>による注水により漏えいの抑制を行う。<u>さらに，コンクリートポンプ車等について分散配置し，全数が一度に機能喪失することがないように配備する。</u></p> <p>(以下，省略)</p>	<p>1.4 豪雨，台風，竜巻への対応</p> <p>(中略)</p> <p>1.4.2 竜巻について</p> <p>(中略)</p> <p>使用済燃料プールについては，プール上部を養生する等，実行可能な防護対策を行う。また，使用済燃料プール水の漏えいが発生した際は，非常用電動ポンプ，消防車による注水により漏えいの抑制を行う。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>使用済燃料プール非常用注水設備の代替注水手段の変更に伴う記載の削除</p>